別紙様式2

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	

えりも町長 年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地(住所)			
		名称(氏名)		特別徴収義務者指定番号	
		法人番号		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課　係 氏名 （電話番号　　）

給与所得者				(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号（整理番号）		氏名								
個人番号		生年月日								
給与の支払を受けなくなった後の住所				円	月分から 月分まで	円	・　・	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. その他 （　）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （理由　）	円
新しい勤務先の名称および所在地					円					控除社会保険料額 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			※市町村記入欄
1. 異動が　年12月31日までで申出があったため（　月　日申出） 2. 異動が　年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	
		・	円	円	
異動者印		・	円		
		一括徴収した税額は、　月分で納入します。			

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号(個人番号)」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号(行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

4 「受給者番号(整理番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払いを受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。
(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
(2) 退職後年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注　次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
① 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
② 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③ 死亡による退職であるため。

8 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

9 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

11 ※印の欄には、記載しないでください。

別紙様式2

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	

えりも町長 令和6年10月1日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地(住所)	北海道幌泉郡えりも町字〇〇□□番地の△△		
		名称(氏名)	有限会社　〇〇〇〇	特別徴収義務者指定番号	098765
		法人番号	1234567890123	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	●●課　▲▲係 氏名　◆◆　太郎 （電話番号　01466-●-●●●●）

給与所得者				(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号（整理番号）	123456	氏名	◆◆　花子							
個人番号	1234 5678 9101	生年月日	昭和●年●月●日							
給与の支払を受けなくなった後の住所	北海道幌泉郡えりも町字〇〇□□番地の△			円 120，000	6月分から 10月分まで	円 70，000	R6･9･30	(1.)退職 2.転勤 3.休職 4.その他 （　）	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (3.)普通徴収 （理由　異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。）	円 〇〇〇〇
新しい勤務先の名称および所在地	北海道幌泉郡えりも町字□□△△番地の〇				円 50，000					控除社会保険料額 円 〇〇〇〇

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			※市町村記入欄
1. 異動が　　年12月31日までで申出があったため （　月　日申出） 2. 異動が　　年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	令和６年中の退職（または休職）に伴い 普通徴収に切替となる場合の記入例
		．	円	円	
異動者印		．	円		
		一括徴収した税額は、　　月分で納入します。			

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号(個人番号)」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号(行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

4「受給者番号(整理番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。

5「個人番号」欄には、給与の支払いを受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を〇で囲んでください。

(2)　退職後年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を〇で囲んでください。

(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を〇で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注　次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

①　異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②　5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③　死亡による退職であるため。

8「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

9「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

11　※印の欄には、記載しないでください。

別紙様式2

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	

えりも町長 令和6年10月1日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地(住所)	北海道幌泉郡えりも町字〇〇□□番地の△△		
		名称(氏名)	有限会社　〇〇〇〇	特別徴収義務者指定番号	098765
		法人番号	1234567890123	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	●● 課　▲▲ 係 氏名 ◆◆ 太郎 （電話番号 01466-●-●●●●）

給与所得者				(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号（整理番号）	123456	氏名	◆◆ 花子							
個人番号	1234 5678 9101	生年月日	昭和●年●月●日							
給与の支払を受けなくなった後の住所	北海道幌泉郡えりも町字〇〇□□番地の△			円 120，000	6月分から 10月分まで	円 70，000	R6・9・30	(1.)退職 2.転勤 3.休職 4.その他 （　）	1.特別徴収継続 (2.)一括徴収 3.普通徴収 （理由　）	円 〇〇〇〇
新しい勤務先の名称および所在地	北海道幌泉郡えりも町字□□△△番地の〇				円 50，000					控除社会保険料額 円 〇〇〇〇

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	※市町村記入欄
1. 異動が令和6年12月31日までで、申出があったため（9月 1日申出） 2. 異動が　年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		10・15	70，000 円	円 70，000	
異動者印		・	円		
		一括徴収した税額は、 10 月分で納入します。			

令和６年中に退職等し、
一括徴収の希望があった場合や
令和７年以降に退職等し、
一括徴収する場合の記入例

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号(個人番号)」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号(行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

4 「受給者番号(整理番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払いを受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。
(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を〇で囲んでください。
(2) 退職後年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を〇で囲んでください。
(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を〇で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注　次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
① 異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
② 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③ 死亡による退職であるため。

8 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

9 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

11 ※印の欄には、記載しないでください。

別紙様式2

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	

えりも町長 令和6年10月1日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地(住所)	北海道幌泉郡えりも町字〇〇□□番地の△△		
		名称(氏名)	有限会社　〇〇〇〇	特別徴収義務者指定番号	098765
		法人番号	1234567890123	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	●●課　▲▲係 氏名　◆◆　太郎 （電話番号　01466-●-●●●●）

給与所得者				(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号（整理番号）	123456	氏名	◆◆　花子							
個人番号	1234 5678 9101	生年月日	昭和●年●月●日							
給与の支払を受けなくなった後の住所	北海道幌泉郡えりも町字〇〇□□番地の△			円 120，000	6月分から 10月分まで	円 70，000	R6･9･30	1. 退職 (2.) 転勤 3. 休職 4. その他（　）	(1.) 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（理由　）	円 〇〇〇〇
新しい勤務先の名称および所在地	株式会社　〇〇〇〇 北海道幌泉郡えりも町字□□△△番地の〇				円 50，000					控除社会保険料額 円 〇〇〇〇

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			※市町村記入欄
1. 異動が　　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2. 異動が　　年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	別の事業所で特別徴収となる場合の記入例
		・	円	円	
異動者印		・	円		
		一括徴収した税額は、　　月分で納入します。			

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号(個人番号)」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号(行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

4「受給者番号(整理番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。

5「個人番号」欄には、給与の支払いを受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を〇で囲んでください。

(2)　退職後年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を〇で囲んでください。

(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を〇で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注　次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

①　異動が12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②　5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③　死亡による退職であるため。

8「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

9「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

11　※印の欄には、記載しないでください。